グーグルのアンドロイドと EU 競争法上の問題

――欧州委員会の2018年違反決定書の概要について――

中島美香

Google's Android and EU Competition Law: Overview of European Commission Decision in 2018

Mika Nakashima

Abstract

On 18 July 2018, European Commission issued a violation decision in respect of Google's Android based on abuses of market dominant position as provided by Article 102 of the Treaty on the Functioning of the European Union. European Commission has accordingly imposed fines amounting to €4,34 billion. In this article, based on the full text of the decision in this case, I would like to focus on the following three points and summarize the arguments. First, what is the Google's Android business model? Second, what are the contents of the three Agreements that Google required device manufacturers, etc. to sign the Anti-Fragmentation Agreements, the Mobile Application Distribution Agreements and Portfolio-based revenue share agreements? Third, why did European Commission distinguish between the market for licensable operating systems (mainly Google's Android OS) and the market for vertically integrated operating systems (mainly Apple's iOS) as two separate markets in finding market definition or market dominance? And what impact did the indirect network effects as recognized in the Microsoft cases have in the deliberation of this decision?

Key Words

Android OS, Android fork, Google search, Play Store, EU competition law

目 次

はじめに

- 1. アンドロイドのビジネスモデル
- 1-1. PC からモバイルへの移行
- 1-2. アンドロイド
- 1-3. アプリケーション
- 2. アンドロイドに関する協定

- 2-1. 断片化禁止協定(AFA)
- 2-2. モバイル・アプリ頒布協定 (MADA)
- 2-3. ポートフォーリオ収益分配協定
- 3. EU 競争法に基づく検討
- 3-1. 市場画定
- 3-2. 市場の支配性
- 3-3. 濫用行為

まとめ

はじめに

2018年7月18日、欧州委員会は、グーグル・ エルエルシー(旧グーグル・インク)及びアルファ ベット(以下. 両社を併せて. 「米グーグル社 | と呼 ぶ) のスマート・モバイル・オペレーティング・ システムであるアンドロイドと、米グーグル社が 知的財産権を有するモバイル・アプリケーション 及びサービスの使用に関する協定に含まれるいく つかの条項に関して、欧州連合運営条約 (Treaty on the Functioning of European Union)第 102 条が規 定する市場支配的地位の濫用に基づく違反決定を 下した. そして, それに伴い, 約43億4,000万 ユーロにのぼる制裁金を命じた. 決定の同日. 概 要のみがプレスリリースされ1)、全文(ただし、一 部の企業名等はマスキングされている) が公表され たのは、2019年9月である(以下、同決定を「本 件決定」という.)²⁾.

欧州委員会が違反決定を下したのは、以下の事項に関してである。米グーグル社が、①同社の検索エンジン・アプリ「グーグル検索」を同社のスマート・モバイル・アプリ・ストア「プレイ・ストア」と抱き合わせたこと。②同社のモバイル・ウェブ・ブラウザ「クローム」を「プレイ・ストア」及び「グーグル検索」アプリと抱き合わせたこと。③「プレイ・ストア」及び「グーグル検索」アプリのライセンスを許与するにあたって、

端末製造業者に対して断片化禁止協定の締結を求 め、同社が開発したモバイル用 OS であるアンド ロイドOSの他社改訂版 (いわゆる「アンドロイ ド・フォーク |) を搭載するスマート・モバイル端 末を販売しないこと、アンドロイド OS の断片化 を生じまたはその可能性のある行為をしないこ と、及び、アンドロイド OS 向けのソフトウェア 開発キット (software development kit: SDK) を頒 布しないことを義務付けたこと. そして, ④ OEM 端末製造業者及びモバイル通信事業者が、米グー グル社との間で合意したポートフォーリオの規格 に該当する端末製品に競合他社の一般検索サービ スをプリインストールして販売しないことを、レ ベニュー・シェア契約の支払条件としたこと3) (以下,これらの4つを総称して「本件行為」とし、と くに上記①~④を各別に指称するときは,「本件行為 ①」「本件行為②」「本件行為③」「本件行為④」とい う.).

本件決定については、筆者は、 プレスリリース その他の情報に基づき、別稿4°で EU 競争法上の 論点の整理、及び、日本の独占禁止法の観点から 若干の検討を試みた.しかし.その執筆は、全文 の公表前であったため、本件決定にかかる事実の 詳細は不明であった。特に、不明であったのは、 以下の諸点である. 第一に、米グーグル社のアン ドロイドに関するビジネスモデルがどのようなも のであるか、第二に、米グーグル社が端末製造業 者等に締結を求めていた3つの協定, 断片化禁止 協定、モバイル・アプリ頒布協定及びポートフ ォーリオに基づくレベニュー・シェア協定(以 下,「ポートフォーリオ収益分配協定」という.)がど のような内容であったか、第三に、市場画定ない し市場の支配性の認定にあたり, 欧州委員会が, 米グーグル社のアンドロイド OS を中心とするラ イセンス型 OS 市場と米アップル社の iOS を中心 とする排他的使用型 OS 市場をそれぞれ別の市場

¹⁾ その紹介として、中島美香 (2019)「グーグルのアンドロイドと EU 競争法上の問題 (上) (下)」国際商事法務 47 巻 4 号 419 頁、47 巻 5 号 578 頁.

²⁾ European Commission (2018), Case AT.40099-Google Android, COMMISSION DECISION of 18.7.2018 relating to a proceeding under Article 102 of the Treaty on the Functioning of the European Union (the Treaty) and Article 54 of the EEA Agreement, available at https://ec.europa.eu/competition/antitrust/cases/dec docs/40099/40099 9993 3.pdf.

以下,本件決定書の参照箇所については,同決定書中の段落番号で表示する.なお,本文中における[]内の記載は,決定書で企業名等のマスキングがなされている箇所を示している.

³⁾ European Commission (2018), *supra* note 2, at para. 4.

⁴⁾ 中島 (2019) 前掲注 1.

として区別したのはなぜか、そして、支配的地位の濫用を認定するにあたり、後述するマイクロソフト事件で PC 用 OS に関して認定された間接ネットワーク効果が、本件における米グーグル社のアンドロイド OS の検討へどのような影響を与えたか、本稿では、公表された本件決定全文に基づき、上記の3点にポイントを絞って、論点を整理することとしたい。

1. アンドロイドのビジネスモデル

まず、アンドロイドのビジネスモデルの中核となる、米グーグル社のPCからモバイルへの移行戦略、及び、OS及びアプリケーションの市場展開の概要を整理する。以下は、本件決定公表全文に基づく、

1-1. PC からモバイルへの移行

米グーグル社のビジネスモデルは、利用者に無料で提供するオンライン製品及びサービスと、収益の大部分を占めるオンライン広告サービスの連結効果に基づいている⁵⁾.

米グーグル社は、ウェブ・ブラウザがインター ネットへの入り口となる PC 環境でビジネスモデ ルを展開した。2000年代半ばから後半にかけて、 インターネット産業のプラットフォームが PC か らスマート・モバイル端末に移行し始めたとき, 米グーグル社はこの変化が同社の検索連動型広告 のビジネスモデルにもたらす機会とリスクを認識 した. 機会という点では、米グーグル社は、ス マート・モバイル端末で同社が提供するサービス の利用の飛躍的拡大と,特に位置情報と関連付け ることで価値を持つ利用者データを収集すること への期待を認識していた. スマート・モバイル端 末は、特に利用者の他のデータと組み合わせるこ とによって、有価値な利用者データの収集源とな る. リスクの面では、スマート・モバイル端末で の検索数の増加は、競合する一般検索サービスに

も検索クエリやデータ収集の数を増大するチャンスを提供していた。もうひとつのリスクは、利用者がコンテンツへのアクセスにウェブ・ブラウザではなくアプリを利用することだった。ブラウザではなくアプリを使ってコンテンツにアクセスするということは、利用者がコンテンツを発見するために米グーグル社の一般検索サービスを使わないことを意味した⁶⁾.

モバイルへの移行へ対応するための戦略を展開 する際には、米グーグル社は、モバイル分野に比 較的遅れて参入したことや、(米アップル社のよう に) スマート・モバイル端末の製造において垂直 統合型ではないことなども考慮しなければならな かった. 米グーグル社が採用した第一の戦略は. OEM 端末製造業者及び通信事業者と協定を結ぶ ことで、グーグル検索がその販売するスマート・ モバイル端末上の一つ以上のエントリー・ポイン ト (検索手段) でデフォルトの一般検索サービス となることだった. たとえば、2007年に、米 グーグル社は、米アップル社と協定を締結し、そ れによりグーグル検索は、アイフォンの販売以 来、同社のすべてのスマート・モバイル端末のデ フォルトの一般検索サービスとなった. 2010年 には、グーグル検索がアイフォンのトラフィック の半分以上を占め、モバイル・インターネット全 体のトラフィックのほぼ3分の1を占めた 7).

1-2. アンドロイド

スマート・モバイル OS は、米アップル社またはカナダのブラックベリー社のような、自社のスマート・モバイル端末で自家消費される垂直統合OEM 端末製造業者(「ライセンス型でないスマート・モバイル OS」)、あるいは、米グーグル社や米マイクロソフト社のような、OEM 端末製造業者にスマート・モバイル OS のライセンスを許与するプ

⁵⁾ European Commission (2018), *supra* note 2, at para. 105.

⁶⁾ European Commission (2018), *supra* note 2, at para. 112–116.

⁷⁾ European Commission (2018), *supra* note 2, at para. 117–119.

ロバイダー (「ライセンス型スマート・モバイル OS」) によって開発されている⁸⁾.

垂直統合と高級志向のスマート・モバイル端末の販売を想定した米アップル社のビジネスモデルとは異なり、米グーグル社のビジネスモデルは、オンライン・サービスに関する閲覧者を増やすことを何よりも第一に考えているため、検索連動型広告を販売することができる。これが、米グーグル社が、特に米アップル社のスマート・モバイル端末上のサファリ・ブラウザのデフォルトの一般検索サービスとなる協定を米アップル社と締結してきた理由である⁹.

米グーグル社は、2005年に、アンドロイドの 開発会社であるアンドロイド・インクを買収し た. 2007年には、米グーグル社とアンドロイド の開発を推進するために結成された団体である オープン・ハンドセット・アライアンス (Open Handset Alliance: OHA) と共同開発した最初のア ンドロイド・バージョンをリリースし、2008年9 月には最初の商用アンドロイド・フォンが登場し た、米グーグル社は、アンドロイド・オープン・ ソース・プロジェクト (Android Open Source Project: AOSP) を通じて、AOSP ライセンスに基づ き. アンドロイドのソース・コードを無料で利用 可能としている.これにより、誰でも米グーグル 社の提供するソース・コードに自由にアクセスし て、アンドロイド・フォークを作成できる. この ことは、OEM 端末製造業者や通信事業者に OHA に参加してもらうための大きなセールス・ポイン トだった¹⁰⁾. アンドロイド・フォークの例として は、米アマゾン社の「ファイア OS」などが挙げ られる¹¹⁾.

1-3. アプリケーション

米グーグル社は、2008年以来、アンドロイド 向けにアプリ・ストアを提供してきた. アプリ・ ストアの初期バージョンは、「アンドロイド・ マーケット と呼ばれていたが、2012年3月に グーグル・プレイへと統合され、プレイ・ストア となった. プレイ・ストアはグーグル・モバイ ル・サービス (Google Mobile Service: GMS) に含 まれ、ほかの同社アプリ及びサービスと一括して ライセンスが許与される¹²⁾. 米グーグル社の他の アプリと異なり、プレイ・ストアは利用者がダウ ンロードできるものではなく、OEM 端末製造業 者によってプリインストールされている必要があ る. 米グーグル社は、他社のアプリ・ストアをプ リインストールすることを禁ずるものではないけ れども、開発者がプレイ・ストアを経由して他の アプリ・ストアを頒布することはできない. プレ イ・ストアにアクセスするためには、利用者は グーグル・アカウントを取得する必要がある. 利 用者がすでにグーグル・アカウントを取得してい ない限り、グーグル・アカウントはGメールア カウントの作成を要求する. プレイ・ストアは. スマート・モバイル端末のためのアプリの中でも もっとも広く利用されているアプリであり、2015

⁸⁾ European Commission (2018), *supra* note 2, at para. 83.

⁹⁾ European Commission (2018), *supra* note 2, at para. 154.

European Commission (2018), supra note 2, at para. 123–124.

¹¹⁾ European Commission (2018), *supra* note 2, at para. 1092.

¹²⁾ GMS は、従来、グーグルの人気アプリや API を アンドロイド搭載端末に無料でプリインストールで きるサービスであった。GMS には、グーグル・プレ イのほか、グーグル検索、グーグル・クローム、 ユー・チューブ、グーグル地図、Gメールなど、米 グーグル社の人気アプリが含まれていた(GMS のウェブサイト https://www.android.com/intl/ja_jp/ gms/).

本件決定後の 2018 年 10 月 16 日、米グーグル社のロックハイマー上席副取締役は、本件決定を受けて、欧州ではグーグル検索及びクロームのアプリをその他のアプリと一緒にプリインストールすることを有料化すると発表している(Company News(2018)、GOOGLE IN EUROPE, Hiroshi Lockheimer, Senior Vice President, Platforms & Ecosystems, Complying with the EC's Android decision, available at https://www.blog.google/around-the-globe/google-europe/complying-ecs-android-decision/.)

年6月に米国でもっとも訪問されたアプリ 25 のリストのうち、唯一のアプリ・ストアである¹³⁾.

2. アンドロイドに関する協定

米グーグル社は、アンドロイド・エコシステム のメンバー (通信事業者のほか、様々な分野のメン バーが想定されていたが、主には端末製造業者)と特 に以下の協定を締結した. 断片化禁止協定 (Anti - Fragmentation Agreements: AFA), モバイル・ アプリ頒布協定 (Mobile Application Distribution Agreements: MADA) 及びグーグル検索の収益を 分配する協定である. また, 上記 AOSP ライセ ンス, AFA, MADA, 及び, 米グーグル社が知 的財産権を有するアプリ及びアンドロイド関連の 知的財産権との関係は,以下のように要約され る. 第一に、AOSPライセンスは、端末製造業 者に、グーグル検索、グーグル・クローム、プレ イ・ストア及びグーグル・プレイ・サービスのよ うな米グーグル社が知的財産権を有するアプリを 頒布する権利を与えるものではない. さらに, AOSP ライセンスは、アンドロイド・エコシス テムのメンバーにアンドロイドのロゴ及び他の米 グーグル社が所有するアンドロイド関連のトレー ドマークの使用を認めるものではない. 第二に, これらの権利を獲得するために、米グーグル社は 端末製造業者に MADA を締結するよう要求す る. しかしながら、MADA 申請の資格として、 米グーグル社は、まず AFA を締結することを端 末製造業者に求める14). 以下は, 本件決定公表全 文に基づく.

2-1. 断片化禁止協定 (AFA)

端末製造業者は、AFA に基づき、以下を遵守する¹⁵⁾.

- (1) [企業名] は、以下のいずれかの製品のみを頒布する. (i) アンドロイド対応端末本体. (ii) アンドロイド対応端末のみで頒布されるソフトウェア.
- (2) [企業名] は、アンドロイドの断片化を生じまたはその可能性のある行為をしない.
- (3) [企業名] は、アンドロイドまたはアンドロイド対応端末から派生する SDK を頒布してはならず、また、[OEM 端末製造業者の企業名] は、アンドロイドまたはアンドロイド対応端末から派生する第三者の SDK の作成または促進に一切関わってはならない。

AFA 掲記事項を,以下,「断片化禁止義務」 とする. AFA が掲げる目的は、「開発者によっ て作成される第三者製アプリと互換性のあるアン ドロイドの実装規格を定義すること」である. ア ンドロイドのウェブサイトで説明されているよう に、「グーグル・プレイを含むアンドロイド・エ コシステムに参加できるのは『アンドロイド対 応』の端末のみであり、互換性の要件を満たさな い端末はエコシステムの外側に存在することにな る」、米グーグル社は、その内部文書において、 AFA は、「我々のパートナー及び競争者がアン ドロイドから分岐して、独自路線を進むことを阻 止することを目的とする」という事実に言及して いる. 言い換えると、アンドロイド・エコシステ ムのメンバーは、「アンドロイド対応の端末を出 荷することを約束するだけでなく、アンドロイド に対応しない端末を出荷『しない』ことを約束し た $]^{16)}$.

アンドロイド対応端末を作るために、端末製造業者は、アンドロイド互換性定義文書(Android Compatibility Definition Document: CDD)を遵守しなければならず、互換性テスト一式 (Compatibility Test Suite: CTS) に合格しなければならない(2つを併せて「アンドロイド互換性テスト(Android com-

¹³⁾ European Commission (2018), *supra* note 2, at para. 132–137.

¹⁴⁾ European Commission (2018), *supra* note 2, at para. 155–156.

¹⁵⁾ European Commission (2018), *supra* note 2, at para. 157.

¹⁶⁾ European Commission (2018), *supra* note 2, at para. 158–160.

patibility tests)」という.). CDD は,互換性のあるアンドロイド端末のソフトウェア及びハードウェア要件を列挙する. CTS は,対象端末またはその仮想環境上で実行可能な,互換性をチェックする自動テスト・ツールある.両者は,アンドロイドのウェブページを通じて入手可能であり,米グーグル社によって開発,修正,採用される.アンドロイド互換性テストに合格した端末製造業者だけが,端末のハードウェア,パッケージまたはマーケティング素材に「アンドロイド」の名前を用いることができる.加えて,こうしたハードウェア製造業者だけが,アンドロイド・ロゴ及びアンドロイド互換性を示すトレードマークを用いることができる.アンドロイド互換性テストの諸要件は,米グーグル社の裁量で決定される「17).

米グーグル社は、端末製造業者、契約製造業者 (オリジナル・デザイン製造業者, または, ODM とも 呼ばれる)、チップセット製造業者など、世界中で 製造している端末製造業者との間で AFA を締結 している. 本件決定書は、米グーグル社が、2009 年以来、売上高でトップ30の端末製造業者と締 結した AFA を提示している. 欧州経済領域で活 動しているすべての大手 OEM 端末製造業者は、 現在、米グーグル社と AFA を継続していること を確認している. 遅くとも 2011 年以降, 米グー グル社と AFA を締結している OEM 端末製造業 者は、スマート・モバイル端末の売上のうち大き な割合を占めた. 米グーグル社が端末製造業者に MADA を締結する条件として AFA を締結する ように求めたことにより、AFA を締結した OEM 端末製造業者によって販売されたライセンス型ス マート・モバイル端末における全世界(中国を除 く) のスマート・モバイル端末の割合は、少なく とも MADA によってカバーされる端末の割合に 対応した. 端末製造業者と取り結んだ最初の AFA の契約期間は2年間であったが、現在、典 型的な契約期間は5年から10年となっている.

加えて、米グーグル社は、端末製造業者が MADA またはプラットフォーム開発キット (Platform Development Kit: PDK) 協定を締結する場合, AFA 契約上少なくとも3年間の残余期間がなければな らないものとしている. [米グーグル社幹部] は 次のように証言していた.「新規のPDK (または MADA) パートナーについては、5年以下の期間 しか残っていない AFA は更新することとしてい る. 利用者と関係者すべての利益のために、開発 者が引き続きプラットフォームに投資を行うこと を確実とするためには、我々としては、互換性 (が保持されること) の予測が立つようにすること を必要とする」、結果として、端末製造業者が AFA を締結すると、AFA は、通常、契約満了 を迎えるよりもずっと早く当初の契約期間を越え て延長されることになる18).

2017年3月28日、米グーグル社は、AFAの代わりに「アンドロイド互換性保持義務」(Android Compatibility Commitment: ACC)を締結するオプションを用意することを端末製造業者に通知する旨を欧州委員会へ告知した。AFAと異なり、ACCは、端末製造業者に以下を認めることになる。(1)第三者ブランドで市場に投入されるアンドロイド非互換端末を製造すること。及び、(2)第三者ブランドで市場に投入されるアンドロイド非互換端末に組み込むための部品を第三者に供給すること¹⁹⁾。

2-2. モバイル・アプリ頒布協定 (MADA)

MADAは、端末製造業者にいくつかの権利を与える。第一に、端末製造業者は、自社のグーグル・アンドロイド端末上にいくつかのグーグル・アプリをプリインストールして頒布する権利を有する。第二に、端末製造業者は、通信事業者、その他販売業者、及び、テスト、評価、開発の担当

¹⁷⁾ European Commission (2018), *supra* note 2, at para. 161–163.

¹⁸⁾ European Commission (2018), *supra* note 2, at para 164–169.

European Commission (2018), *supra* note 2, at para. 170–171.

事業者へグーグル・アプリをサブライセンスする. 第三に、端末製造業者は、グーグル・モバイル商標ガイドラインに従い、米グーグル社のトレードマークを使用する権利を有する²⁰⁾.

MADA はまた、端末製造業者にいくつかの義 務を課す. 第一に. 端末製造業者は. 「アンドロ イドの断片化を生じまたはその可能性のある行為 を行い、[…] 第三者が行うことを許しまたは行 わせてはならない」。 第二に、端末製造業者が グーグル・アプリをプリインストールしていない 端末を含む、アンドロイドを搭載するすべての端 末は、CTS に合格しなければならない.端末製 造業者はまた、CTS レポートを米グーグル社に 送付しなければならない。第三に、端末製造業者 は、自社 GMS (プリインストール) 端末のソフト ウェア・ビルドの最終版を送付して、米グーグル 社の最終承認を求めなければならない. 第四に, 端末製造業者が1つ以上のグーグル・アプリをプ リインストールすることを決定した場合には. グーグル必須アプリの全部をプリインストールし なければならない. MADA は,必須アプリ及び 選択アプリの一覧を掲げているが、米グーグル社 は、(例えば、言語の違いなどから) 全アプリを、同 時にすべての国で、端末製造業者がプリインス トール可能となるように準備できるわけではない ので、MADA のアプリ・リストは、国ごとに異 なっている. 国別でのプリインストール可能な必 須アプリ及び選択アプリは,「グーグル製品プリ インストール版地域別チャート (Google Product Geo-Availability Chart)」に表示されるが、同チ ャートは、製造業者が遵守すべきものとされると 同時に、「適宜、米グーグル社によって更新され る」. 必須アプリの数は、少なくとも 2014 年まで は増加の途にあった. たとえば、2009年に [MADA 署名者] が締結した MADA は、12 個 のグーグル・アプリをプリインストールすること としているが、2014年3月1日の日付のある

[MADA 署名者] の最新版 MADA は, 13 個の プリインストールを定めている.各 MADA に従 い、米グーグル社は、プリインストールすべきも のとされる必須アプリのリストを変更する裁量を 有する. たとえば. 2015年6月に. 米グーグル 社は、いくつかのグーグル・アプリ (グーグル・ プラス. グーグル・プレイ・ブックス. グーグル・プ レイ・ゲーム, グーグル・プレイ・ニューススタンド, グーグル・カレンダー及びグーグル・コンタクト)は, MADA を締結しているすべての端末製造業者に 関して選択的とすることを決定した。第五に、端 末製造業者は、グーグル検索アプリ、プレイ・ス トア及び「グーグル」とラベル付けされたフォル ダ (「グーグル・フォルダ |) にアクセスするアイコ ンを端末のデフォルトのホームスクリーン上に置 かなければならない. その他のプリインストー ル・グーグル・アプリは、ホームスクリーンもし くはその一層下の階層に置かなければならない. 第六に、端末製造業者は、「グーグル検索を、あ らゆるウェブ検索のアクセス・ポイントでデフォ ルトの検索プロバイダとして設置[…]」するよ う求められる. 米グーグル社は, 2014年10月 に. グーグル検索がデフォルトの一般検索サービ スとして設置されるよう求める MADA の文言を 削除し始めた.しかしながら,2017年現在, グーグル検索をデフォルトの一般検索サービスと して設置するよう端末製造業者に求める文言を残 す MADA も、なお一定数が存続している。第七 に、端末製造業者は、以下のいずれかによって グーグル検索への直接のアクセスが提供されるこ とを確実なものとしなければならない. (a) 物理 的なナビゲーション・ボタンを備える端末上では 「ホーム」ボタンを長押しすること, または, (b) ソフト・ナビゲーション・ボタンを備える端末上 ではナビゲーション・バーまたはホーム・ボタン のいずれかをスワイプすること. 第八に. 端末製 造業者は,「各端末に、米グーグル社によって提 供される適切なクライアント ID を設定」しなけ ればならない.「クライアントID」は、GMS端

末ごとに組み込まれ、端末上で(たとえば、グーグ

²⁰⁾ European Commission (2018), *supra* note 2, at para. 172–175.

ル検索アプリのような)グーグル・アプリの利用状況を追跡可能とする。アルファベットと数字を組み合わせた固有のコードである。第九に、MADAは、端末製造業者が端末の互換性に関するMADA上の義務に違反した場合。米グーグル社がMADAを終了し、グーグル・アプリのライセンスを停止することを一般に想定している。ここでの義務とは、「アンドロイドの断片化を生じまたはその可能性のある行為をし」ないという義務、そして、端末製造業者がグーグル・アプリのプリインストールをしていない端末も含めて、アンドロイドを実行しているすべての端末がCTSに合格することを保証する義務である21)。

2009年3月, 米グーグル社が MADA を締結 した最初の端末製造業者は、[MADA 署名者] であった。2009年3月から2017年4月の間に、 米グーグル社は、台湾の HTC 社、中国のファー ウェイ社,中国のレノボ社,韓国のLGエレクト ロニクス社、日本のソニー株式会社のような大手 端末製造業者を含む, 少なくとも 200 から 300 以 上の端末製造業者と MADA を締結した. MADA の当初契約期間は、一般に5年以下であるが、そ の後、米グーグル社と端末製造業者は、新しい MADA の締結または契約更新を交渉する. 米 グーグル社は、端末製造業者各社との間で締結し た MADA 間に一貫性が確保されるよう努めてき た. [ライセンス許与の実務 (マスキング).] 「GMS 2.0」と名付けられた大きな改定が、2013年11月 に実施されている22).

2-3. ポートフォーリオ収益分配協定

2010年5月1日から2015年10月31日の間, 米グーグル社は、少なくとも6つのOEM端末製造業者、及び、少なくとも4つの通信事業者との協定の当事者だった。そして、その協定に従っ

て、OEM端末製造業者と通信事業者が、ポート フォーリオの規格に該当する端末製品に競合他社 の一般検索サービスをプリインストールして販売 しないことを前提として、米グーグル社は、検索 連動型広告収入を OEM 端末製造業者と通信事業 者に分配した. もし OEM 端末製造業者と通信事 業者がいずれかの端末にそのようなサービスをプ リインストールしていたならば、ポートフォーリ オの規格に該当する特定の端末製品だけでなく, 他の一般検索サービスがプリインストールされな かった他のあらゆる端末製品についても、レベニ ユー・シェアを失うこととなった. [レベニ ュー・シェア・パートナー]は、「[クライアント ID] は、米グーグル社が誰に収益を分配するか を指定する. 欧州経済領域における [レベニ ュー・シェア・パートナー]の顧客の一部,たと えば [レベニュー・シェア・パートナー] は、独 自のクライアント ID を持ち、米グーグル社と独 自に収益分配協定を結んでおり、販売したアンド ロイド端末に対してレベニュー・シェアを受け取 ることができる」と述べている. OEM 端末製造 業者及び通信事業者の端末上で生成される検索ト ラフィックと収益は、ポートフォーリオ収益分配 協定に従い.各 GMS 端末に組み込まれたクライ アントIDを経由して追跡された. OEM端末製 造業者と締結したポートフォーリオ収益分配協定 の地理的範囲は全世界に及んだ. 通信事業者に関 しては、ポートフォーリオ収益分配協定は、所与 の通信事業者のあらゆる国々の事業へ適用される もの、または、親会社が米グーグル社と個別に追 加した協定を通して交渉した枠組み協定を締結す ることを通信事業者の関連子会社が選択した国々 へ適用されるものとがあった23).

2013年3月以降、米グーグル社は、欧州連合 及び大韓民国において、ポートフォーリオ収益分 配協定に代わって、OEM端末製造業者と通信事 業者がレベニュー・シェアがなされる所与の端末

²¹⁾ European Commission (2018), *supra* note 2, at para 176–188.

²²⁾ European Commission (2018), *supra* note 2, at para. 189–191.

²³⁾ European Commission (2018), *supra* note 2, at para. 192, 194–196.

に競合する一般検索サービスをプリインストール しないことを条件に、米グーグル社がレベニ ユー・シェアする協定(「端末に基づく収益分配協 定))を段階的に開始した²⁴⁾.

なお、本件決定の目的上、「プリインストール」及び「プリインストールすること」とは、一般検索サービスのアプリをプリインストールすることだけでなく、端末購入直後に OEM 端末製造業者や通信事業者が一般検索サービスを利用者に利用可能とするその他のあらゆる方法を指すものとする²⁵⁾.

3. EU 競争法に基づく検討

次に、米グーグル社の本件行為について、欧州連合運営条約第102条に基づく検討を行う²⁶⁾.以

- 24) European Commission (2018), *supra* note 2, at para. 197.
- 25) European Commission (2018), *supra* note 2, at para. 198.
- 26) 欧州連合運営条約第102条は,支配的地位の濫用 について,以下のように定めている(条文の訳は, 岩沢雄司(編)(2018)『国際条約集2018年版』有斐 閣69頁に基づく).

「域内市場又はその主要な部分において支配的な地位にある一又は二以上の企業によるその地位の濫用は、加盟国間の取引が影響を受け得る限りにおいて域内市場と両立しない者として禁止される。特にその濫用は、次のことを含む.

- (a) 不公正な購入価格,販売価格又はその他の不公 正な条件を直接又は間接に課すこと.
- (b) 生産, 販路又は技術開発を消費者に不利に制限
- (c) 同等の取引に対して他の取引主体に異なる条件 を適用することにより取引主体を競争上不利にす ること.
- (d) その給付の内容又は商慣習から契約の対象と関係しない追加的な給付を相手方が受諾することを 契約の条件とすること.

欧州連合運営条約第102条の前身である欧州共同体設立条約(Treaty establishing the European Community)第82条は、「支配的地位(dominant position)」企業による「濫用(abuse)」行為を禁止する。なお、欧州連合運営条約では、条約名と条数が変更されたが、規定の内容は同一である。

下は、本件決定公表全文に基づく.

3-1. 市場画定

欧州委員会は、当該手続きの目的に関連する製品市場は、以下の通りであると結論付けている。
(1) スマート・モバイル OS のライセンスに関する世界市場(中国を除く)、(2) アンドロイドのアプリ・ストアに関する世界市場(中国を除く)、(3) 一般検索サービスに関する EU 域内市場、及び、(4) OS に特化していないモバイル・ウェブ・ブラウザに関する世界市場²⁷⁾。

(1) スマート・モバイル OS のライセンス市場、及び、(2) アンドロイドのアプリ・ストア市場が中国市場を除くとされているのは、(1) 及び(2) に関しては、米グーグル社の中国における活動が制限されていることなどを理由とする。(3) 一般検索サービスに関する市場が EU 域内市場に限定されているのは、様々な言語のバージョンで、ローカライズされたサイトを提供することを理由とする。(4) モバイル・ウェブ・ブラウザに関する市場が世界市場とされているのは、モバイル・ウェブ・ブラウザの技術的な枠組み、機能及びアプリケーションは、世界中で同じであることを理由とする。

3-2. 市場の支配性

支配的地位の存在は、一般に、個別に考慮しても必ずしも決定的ではないいくつかの要因の組み合わせに由来する。重要な要因のひとつは、非常に大きな市場シェアの存在である²⁸⁾。市場シェアそれ自体が、例外的な状況を除けば、支配的地位の存在を示す証拠である。それは、企業が市場シェア 50%以上を有する場合である。同様に、市場シェアが 70% と 80% の間である場合には、それ自体、関連市場における支配的地位の存在を示す明らかな証拠となる。当該事業の市場シェアと競争者の市場シェアとの比較もまた重要である。

²⁷⁾ European Commission (2018), *supra* note 2, at para. 402.

たとえば、ある時、非常に大きな市場シェアを有する事業は、その企業から脱却したいと考えている人々の需要をより小さな競争者が迅速に満たすことができないまま、その市場シェアのために、その事業を避けて通れない取引相手とし、そのためにすでに、少なくとも比較的長期間にわたって、支配的地位の特徴である行動の自由を確保し

28) EU 競争法について解説するテキストも、「支配的 地位」の認定にあたっては、市場シェアの大きさが 重視されると指摘している. このため、市場の画定 がまず問題となる. 市場シェアが際立って高い場合 には、それだけで市場支配的地位が認定される(越 知保見(2000)『欧米独占禁止法の解説』商事法務研 究会 282 頁以下, 笠原宏 (2016) 『EU 競争法』信山 社 135 頁以下, 滝川敏明 (2010) 『日米 EU の独禁法 と競争政策 [第4版]』青林書院 221 頁以下、村上政 博(2001)『EC 競争法(EC 独占禁止法)[第2版]』 弘文堂 201 頁以下). また, 欧州委員会が公表した第 82 条ガイダンスによれば、市場シェア 40% を下回る 企業に支配的地位を認定することは通常ないとされ る (European Commission (2009), Guidance on the Commission's enforcement priorities in applying Article 82 of the EC Treaty to abusive exclusionary conduct by dominant undertakings, available at https:// eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri =CELEX:52009XC0224(01)&from = EN, at para, 14,). なお、同ガイダンスは、欧州連合運営条約第102条 においても参照すべきとされる.

また、欧州共同体設立条約第82条が禁止する「濫用」行為は、多義的であることが指摘されており、その認定は、欧州委員会の運用に任されるところが大きいとされる。欧州委員会が「濫用」とみなす行為は、搾取的濫用(exploitative abuse)と、排他的濫用(exclusionary abuse)に分類される。「搾取的濫用」は、支配的企業が取引相手事業者または消費者に対し、不当な取引条件・価格を押し付けることを指し、その代表は高価格設定である。「排他的濫用」は、排他行為を指す(滝川(2010)224頁以下)、本件行為の態様は排他的濫用であると考えられる。

欧州委員会は、市場支配的地位を有する事業者は、「その行為が正常な競争を阻害することがないようにする特別の責任がある」との考え方を示してきた(European Commission (2009)、at paragraph 1.). 欧州では、支配的地位を有する事業者による排他行為であれば競争制限効果を重視して違反が認定されやすい(滝川 (2010) 225-226 頁).

ている強い立場にある。同様に、競争者よりもはるかに重要な市場シェアを享受する事業は、支配的地位の有効な指標となる²⁹⁾.

短いイノベーション・サイクルを特徴とする最 近の急成長分野では、大きな市場シェアは一時的 なものであり,必ずしも支配的地位の指標となる ものではないが、事業が急成長市場で高い市場シ ェアを享受する可能性があるという事実は、特に 急成長市場が、問題となる期間中に、目立った不 安定さの兆候を示すものではなく、反対に、安定 したヒエラエルキーが確立されている場合には. 競争法, 特に欧州連合運営条約第102条の適用を 排除することはできない、特定の市場において活 発な競争が存在することは、その市場における支 配的地位が存在する可能性を除外するものとはな らない、そのような支配的地位の主な特徴は、そ の市場戦略における競争によって実質的に制限さ れることなく、また、そのような理由で、そのよ うな行動から有害な影響を受けることなく、当該 事業が行動する能力を有するからである. かくし て、市場に競争が存在する可能性があるという事 実は、支配的地位が存在するかどうかを確かめる ための重要な要素のひとつではあるが、それ自体 が、その点に関して決定的な要素となるわけでは ない. サービスが無料で提供されるという事実も また、支配性を評価する重要な考慮要素のひとつ である30). もうひとつの重要な要素は、利用者が プロバイダを変更することを妨げる可能性を有す る技術上または経済上の制限があるかどうかであ る31)

本件決定の目的に照らし、欧州委員会は、米グーグル社が2011年以降、(1) スマート・モバイルOSのライセンスに関する世界市場(中国を除く)、(2) アンドロイドのアプリ・ストアに関する世界市場(中国を除く)、及び、(3) 一般検索サービスに関する欧州経済領域における各加盟国の市場の関連市場で支配的地位を維持するものと

²⁹⁾ European Commission (2018), *supra* note 2, at para. 433–434.

結論付ける32).

(1) スマート・モバイル OS のライセンスに関す る世界市場 (中国を除く)

本件決定の目的に照らし、欧州委員会は、米グーグル社が2011年以降、スマート・モバイルOSのライセンスに関する世界市場(中国を除く)で支配的地位を維持するものと結論付ける。この結論は、主要なものを挙げれば、①米グーグル社及び競合するライセンス型スマート・モバイルOS開発者の各市場シェア、及び、②ライセンス型でないスマート・モバイルOSによる間接的な制限は不十分にとどまることに基づく33).

①米グーグル社及び競合するライセンス型スマー

30) 川濱昇, 武田邦宣 (2017)「プラットフォーム産業における市場画定」RIETI Discussion Paper Series 17-J-0328 (https://www.rieti.go.jp/jp/publications/dp/17j032.pdf) 15 頁以下は、プラットフォーム間の競争について、サービスが無料である場合には、売上高が存在しないため、何をもってシェアを画定するのかという問題が生じるとし、このようなダイナミックな競争分析を行うための道具が存在しないことの解決策として、市場画定・市場シェア算定分析を離れて、競争制限行為、競争制限効果に直接注目することが考えられるとする.

白石忠志 (2018)「『プラットフォームと競争法』の諸論点をめぐる既存の議論」ソフトロー研究 28 号 37 頁は、二面市場と無料市場について、従来から議論の萌芽はありえたことを確認した上で、今次の新たな議論を行うべきとする。

その他、プラットフォームと二面市場を説明する 論文として、白石忠志(2019)「海外注目事例からみ えてくる競争法実務の着眼点 第16回 米国:二面 プラットフォームと競争法」NBL 1142号60頁、林 秀弥(2019)「小特集 デジタル・プラットフォーム と独占禁止法 プラットフォームと二面市場―その 競争法的含意と法的課題」法律時報91巻3号59頁.

- 31) European Commission (2018), *supra* note 2, at para. 435–437.
- 32) European Commission (2018), *supra* note 2, at para. 439.
- 33) European Commission (2018), *supra* note 2, at para. 440.

ト・モバイル OS 開発者の市場シェア

スマート・モバイル OS のライセンスに関する 世界市場(中国を除く)でのシェアの算定上,欧 州委員会は、米グーグル社アンドロイドを搭載す る全端末は米グーグル社のシェアに参入した. こ れは、以下の理由による、第一に、米グーグル社 は、アンドロイドの発展の鍵となる段階で重要な 影響力を有している. 第二に、米グーグル社は、 アンドロイドのトレードマーク及びブランドのラ イセンス許与を決定している. そして. 第三に. 米グーグル社は、アンドロイド互換性テストを通 じて、スマート・モバイル端末上へのアンドロイ ドの実装を管理している. しかしながら. 欧州委 員会は、以下のアンドロイド端末は米グーグル社 のシェアに参入しない。第一に、アンドロイド互 換性テストに合格しているかどうかにかかわら ず、第三者によって開発されたアンドロイド・フ ォークを搭載している場合、そして、第二に、ア ンドロイド・フォークの開発者が、アンドロイド 互換性テストを受けないことを決定する場合. ア ンドロイド・フォークの開発一般に米グーグル社 の監視及び監督に服さないことが不算入とする理 由である. これは、たとえば、アマゾンのファイ ア OS に基づく端末の場合である³⁴⁾.

欧州委員会は、スマート・モバイル OS のライセンスに関する世界市場(中国を除く)におけるシェアを売上額ではなく台数ベースで算出した.これは、先述したように、米グーグル社のモバイル・ビジネス・モデルは、GMS 端末をできる限り広範囲に頒布することを最優先課題とすることに基づいており、米グーグル社は、GMS 搭載(またはグーグル・アンドロイド)端末の OEM 端末製造業者による販売から何ら使用料を得てないからである。2011 年以降、米グーグル社は、台数ベースで、強力かつ安定的な市場シェアを誇っており、欧州経済領域加盟国内では今日まで新規参入といえるものはない。このことは、スマート・

³⁴⁾ European Commission (2018), *supra* note 2, at para. 442–443.

モバイル OS のライセンス許与の世界市場(中国 を除く) における米グーグル社の経済的な強さを よく示している. 米グーグル社は、2011年以来、 市場のリーダーである(当時の台数ベースの市場シ ェアは72%). 市場シェアは、その後も拡大し続 け、2016年には96.4%に達している。[米グーグ ル社幹部]が説明するように、「アンドロイドは 世界制覇を目指しており、10年におよぶサクセ ス・ストーリーである」. 仮に中国をスマート・ モバイル OS ライセンス許与の世界市場に含めて 計算してみても、米グーグル社の台数ベースの市 場シェアはあまり変わらないだろう(し、ほとん どの期間を通じて、かえってもっと高くなるだろう). なぜなら, ファーウェイ社, レノボ社, シァモイ 社, ZTE 社のような, 中国の国内・国外の両方 で販売を行う OEM 端末製造業者が、アンドロイ ド端末をカバーし、中国国内で販売される端末に も適用される AFA を締結しているからである. したがって、仮に上記の OEM 端末製造業者 (中 国国内で販売される端末の大半を供給する) が占め る. 中国市場におけるアンドロイド端末の供給シ ェアを市場シェアに算入するならば、その分は、 米グーグル社のシェアにカウントされなければな らない³⁵⁾.

米グーグル社のアンドロイドは、ライセンス型スマート・モバイル OS 市場で最大の販売台数を誇っている。2014年に世界で、4600万台のウィンドウズ・モバイル・スマートフォンが存在したことと比較して、16億台の米グーグル社のアンドロイド・スマートフォンが存在した。加えて、2016年7月に世界で、2400万台のウィンドウズ・モバイル・スマートフォンが存在したことと比較して、21億5600万台の米グーグル社のアンドロイド・スマートフォンが存在した。したがって、米グーグル社のアンドロイドは、2011年以来、ライセンス型スマート・モバイル端末 OS の全世界の(中国を除く)市場シェアで、OS の牽引

2011 年以来. 米グーグル社は. 台数ベースで 強く安定的な市場シェアを享受してきたのであ り、欧州経済領域のいかなる加盟国においても、 有効な参入がなかったという欧州委員会の結論 は、米グーグル社の以下の主張によって影響され ない. 第一に、これらの市場シェアが、米アップ ル社を排除しているのは誤りである。第二に、こ れらの市場シェアは、OEM端末製造業者または 通信事業者によるアンドロイドの実行として米 グーグル社が製造しないアンドロイド端末に関す る市場シェアを、米グーグル社に帰属させるべき ではない. 第三に、これらの市場シェアは、台数 ベースによるべきではない. しかし, OEM 端末 製造業者によって販売される米グーグル社のアン ドロイド端末のうち、米グーグル社のアンドロイ ド上で生成される広告収入、または、米グーグル 社のアンドロイドから生じるアプリ収入のいずれ かの売上高に基づくべきである. 欧州委員会は, iOS はライセンス型スマート・モバイル OS に関 連する市場の一部をなすものではないため、市場 シェアの計算から米アップル社を排除した. いず れにしても、ライセンス型ではないスマート・モ バイル端末 OS が関連市場に含まれる場合でさ え、スマート・モバイル OS のライセンスに関す る世界市場における(中国を除く)米グーグル社 の経済的な強さに関する欧州委員会の事実認定 は、変更されることはない37).

②ライセンス型でないスマート・モバイル OS による間接的な制限は不十分にとどまること

欧州委員会は、米アップル社のiOS やカナダ のブラック・ベリー OS のような、ライセンス型 でないスマート・モバイル OS による、ライセン ス型スマート・モバイル OS の世界市場 (中国を

役であった. そして, 関連市場に含まれる代替的な OS は, 米グーグル社のアンドロイドに対して重大な制限を行使するものではない³⁶⁾.

³⁵⁾ European Commission (2018), *supra* note 2, at para. 444–447.

³⁶⁾ European Commission (2018), *supra* note 2, at para. 448–449.

除く)における米グーグル社の支配的地位の間接的な制限は不十分にとどまると結論付ける。第一に、利用者は、スマート・モバイル OS をスマート・モバイル端末とのより広い抱き合わせの一部として入手し、スマート・モバイル端末を購入する際には、スマート・モバイル OS 以外の様々な要素を考慮に入れる。第二に、iOS による、ライセンス型スマート・モバイル OS の世界市場(中国を除く)における米グーグル社の支配的地位の間接的な制限は不十分にとどまる。第三に、ブラック・ベリー OS は、ライセンス型スマート・モ

ライセンス型でないスマート・モバイル端末 OS が関連市場に含まれる場合でさえ、スマート・モバ イル OS のライセンスに関する世界市場(中国を除 く) における米グーグル社の経済的な強さに関する 欧州委員会の事実認定は、変更されることはないだ ろう. なぜなら、米グーグル社の市場シェアは、2011 年~2016年の期間を通してなお重大なものであった ためである。(i) 2011年、米グーグル社の市場シェ アは45.9%、米アップル社の市場シェアは25.2%、 及び、カナダのブラック・ベリー社の市場シェアは 11.1% であった. (ii) 2012 年, 米グーグル社の市場 シェアは59.5%、米アップル社の市場シェアは26.6 %. カナダのブラック・ベリー社の市場シェアは5.2 %だった. (iii) 2013 年, 米グーグル社の市場シェア は69.4%、米アップル社の市場シェアは22.1%、及 び、カナダのブラック・ベリー社の市場シェアは2.3 %だった. (iv) 2014年, 米グーグル社の市場シェア は74.9%, 米アップル社の市場シェアは19.2%, 及 び、カナダのブラック・ベリー社の市場シェアは 0.5 %だった. (v) 2015年, 米グーグル社の市場シェア は77.1%, 米アップル社の市場シェアは17.9%, 及 び、カナダのブラック・ベリー社の市場シェアは 0.3 %だった. (vi) 2016年、米グーグル社の市場シェア は79.3%、米アップル社の市場シェアは17.6%、及 び、カナダのブラック・ベリー社の市場シェアは0.1 %だった. 米グーグル社のアンドロイド市場シェア の計算に関しては、アンドロイド・フォーク(すな わち、米アマゾン社のファイア OS、中国のフライ・ ミー, フィンランドのノキア X, 及び, 中国のユン) の販売は除外されている.

バイル OS の世界市場(中国を除く)における米 グーグル社の支配的地位を間接的に制限するには 不十分である³⁸⁾. ここでは,第一及び第二の点に ついてのみ説明する.

第一に、利用者は、スマート・モバイル OS を スマート・モバイル端末とのより広い抱き合わせ の一部として入手し、スマート・モバイル端末を 購入する際には、スマート・モバイル OS 以外の 様々な要素を考慮に入れる. これらの要素は、た とえば、端末の価格、バッテリーの寿命、端末ス クリーンの性能, カメラの性能, 端末のデザイ ン、端末で利用可能な保存容量を含む. このよう に、米グーグル社のアンドロイドの性能に関し、 小さいものではあるが重大な、一時的ではない劣 化の場合に、利用者が購買行動を変更し、ライセ ンス型でないスマート・モバイル OS を搭載した 端末へ乗り換えるということは、あまりなさそう である.このことは、OEM端末製造業者及び通 信事業者によって証言されている. このことはま た、消費者による調査によっても確認されてい る39)

第二に、以下に記載した理由により、欧州委員会は、iOSによる、ライセンス型スマート・モバイル OSの世界市場(中国を除く)における米グーグル社の支配的地位の間接的な制限は不十分にとどまると結論付けた⁴⁰⁾.

(i) 米グーグル社のアンドロイド端末と iOS 端末 の間には重大な価格差がある.

³⁷⁾ European Commission (2018), *supra* note 2, at para. 450–451.

欧州委員会は、本件決定書の脚注 438 及び 440 で、 次のように述べている.

³⁸⁾ European Commission (2018), *supra* note 2, at para. 479–482.

³⁹⁾ European Commission (2018), *supra* note 2, at para. 483–484.

⁴⁰⁾ European Commission (2018), *supra* note 2, at para. 497.

これらは、市場画定ないし市場支配性の評価にあたり、欧州委員会が、米グーグル社のアンドロイドを中心とするライセンス型 OS 市場と米アップル社の iOS を中心とする排他的使用型 OS 市場をそれぞれ別の市場と区別するに至った重要なポイントであると考えられる.

米グーグル社のアンドロイド端末の半分以上 が、350ドル以下で値付けされているのに対し て、米アップル社のすべてのスマートフォンは、 最近までこの閾値以上で値付けされてきた. した がって、より安価なスマート・モバイル端末を購 入したい利用者は、iOS端末へ乗り換えることは できなかった. 米アップル社がより低価格の端 末. アイフォン SE の販売を発表したのは. 2016 年3月になってからだった. 欧州における 2009 年から2014年の間の米グーグル社のアンドロイ ドと米アップル社のスマートフォンの販売平均価 格の推移を参照すると、米アップル社のスマート フォンは、平均して、米グーグル社のアンドロイ ド端末の2倍の費用を要している.加えて、米 グーグル社のアンドロイド端末とiOS端末間の 平均価格差は増加しており、2015年第一四半期 のピーク時には、米グーグル社のアンドロイド端 末の平均価格の181%に到達している。2015年 第二四半期には、米グーグル社の高級志向を目指 したアンドロイド端末の販売発表のために、米 グーグル社のアンドロイド端末の平均価格の120 %の領域にとどまるものではあるが、価格差は減 少した. 米グーグル社のアンドロイドとiOS間 の価格差は、米アップル社及び米グーグル社によ って追及される商業戦略の相違を反映する. 一方 で、米アップル社の戦略は、垂直統合及び高級志 向のスマート・モバイル端末の販売に基づく. 他 方で、米グーグル社の戦略は、自社サービスのた めの市場参入及び検索広告の目的で使用するデー タの収集を確実にする方法として、米グーグル社 のアンドロイドができるだけ多くのスマート・モ バイル端末上にインストールされることを確実に することである. 米アップル社と米グーグル社が 追求する異なる商業戦略は、iOS とグーグル・ア ンドロイドを使用したスマート・モバイル端末の 供給シェアの推移に反映されている. 2009年か ら 2016 年までの間、世界 (中国を除く) のスマー ト・モバイル端末の供給量に占める米アップル社 のシェアは、15%から26%の間に位置してお り、比較的一定であった。一方、同時期における

グーグル・アンドロイドに基づく端末のシェアは、2009年に4%であったのが2016年に80%まで伸びている 41 .

(ii) アンドロイド端末の利用者は、iOS端末へ乗り換える際には相当な費用に直面する.

これは、新しいスマート・モバイル OS のために現存するアプリをダウンロードし購入する必要性、新しいインターフェイスを学び慣れる必要性、そして、しばしば不便かつ不完全なメカニズムを通じて大量のデータを移行する必要性を含む⁴²).

(iii) 利用者は、現在使っているスマート・モバイル OS に相当程度の忠誠心を示している.

たとえば、2015年に新たにスマートフォンを購入するグーグル・アンドロイド・スマートフォンの利用者の82%が、グーグル・アンドロイド端末を購入すると決めたと推計されている。これらの数字は、iOS利用者の同等の数字(78%)よりもわずかに高い43).

(iv) アプリ開発者が、グーグル・アンドロイド のための開発をやめて、iOS 専用の開発を行う 可能性は低い.

アプリ開発者は、グーグル・アンドロイドの品質について、小さいものではあるが重大な、一時的ではない劣化が生じた場合であっても、グーグル・アンドロイドのための開発をやめて、iOS専用の開発を行う可能性は低い。第一に、開発者は一般的に、世界中の大多数の利用者に到達できるのはグーグル・アンドロイドを介してのみであるため、グーグル・アンドロイド用アプリを開発することは商業的に重要であると考えている。第二

⁴¹⁾ European Commission (2018), *supra* note 2, at para. 502–511.

⁴²⁾ European Commission (2018), *supra* note 2, at para. 522–523.

⁴³⁾ European Commission (2018), *supra* note 2, at para. 533.

に、平均して、開発者は2.2-2.6間のOS向けにアプリを構築していることを考えると、現在、もっぱらグーグル・アンドロイド向けだけにアプリ開発をしている開発者は、仮にこれからiOS向けの開発を始めたいと思ったとしても、グーグル・アンドロイド向けの開発を止めなければならなくなることはないだろう。第三に、グーグル・アンドロイドの開発者の非常に多くの割合が、すでにグーグル・アンドロイドとiOSの両者のためにアプリを開発している44).

(2) アンドロイドのアプリ・ストアに関する世界 市場(中国を除く)

本件決定の目的に照らし、欧州委員会は、米グーグル社がアンドロイドのアプリ・ストアに関する世界市場(中国を除く)で支配的な地位を維持するものと結論付ける。この結論は、主要なものを挙げれば、以下の米グーグル社の市場シェアと競合するアンドロイド・アプリ・ストアの市場シェアに基づく45).

アンドロイドのアプリ・ストアに関する世界市場 (中国を除く)で市場シェアを評価する目的に照らし、欧州委員会は二つの方法を用いている.ひとつの方法は、特定のアプリ・ストアがプリインストールされているアンドロイドを使用したスマート・モバイル端末の市場シェアを計算することで構成されている。この方法は、アンドロイド端末にアプリ・ストアをプリインストールするOEM端末製造業者及び通信事業者のレベルでアンドロイドのアプリ・ストアの経済的な強さを評価するものである。ふたつの方法は、アンドロイドのアプリ・ストアを経由してダウンロードされたアプリの数に基づき、特定のアプリ・ストアの市場シェアを計算することで構成されている。この方法は、アンドロイド端末の利用者のレベルで

アンドロイドのアプリ・ストアの経済的な強さを

評価するものである.しかしながら.欧州委員会

は、特定のアプリ・ストアにおけるアプリの販売

から得られる収益に基づき市場シェアを計算して

いない、これは、アンドロイドのアプリ・ストア

の各開発者は、いくつかの方法で、アプリ・スト

アから対価を得ることができるからである. たと えば、米グーグル社は、プレイ・ストアを3つの

方法で収益化する. (i) アプリ開発者の収益の一

リ・ストアは、韓国サムスン社のギャラクシィ・

アプリ・ストアであり、米グーグル社のアンドロ

イド端末のうち、2012年から2013年の間に、40

%から50% インストールされていたところから

減じて,2014年から2016年の間に,30%から40%プリインストールされた.2011年以降,アプリ・ストアを経由してダウンロードされたアプリ

定割合を課金することによる場合. (ii) 米グーグ ル社のアド・モブを利用したアプリ内広告による 場合. (iii) アンドロイド・エコシステム全体の 対価を高めることによる場合. 他のアンドロイ ド・アプリ・ストアは、異なる方法でアプリ・ス トアを収益化するかもしれない46). 特定のアンドロイド・アプリ・ストアがプリイ ンストールされたアンドロイド OS を使用するス マート・モバイル端末の台数ベースで計算される 場合であれ、あるいは、アンドロイドの各アプ リ・ストアを経由してダウロードされたアプリの 数に基づいて計算される場合であれ、アンドロイ ド・アプリ・ストアの世界市場(中国を除く)に おける米グーグル社の市場シェアは、米グーグル 社の市場における経済的な強さをよく示してい る. 2011年以降, プレイ・ストアは, アンドロ イドを使用するすべてのスマート・モバイル端末 の 90% から 100% 以上にプリインストールされ てきた. アンドロイドの他のアプリ・ストアは, このような頒布を達成していない. 二番目に多く プリインストールされているアンドロイドのアプ

⁴⁴⁾ European Commission (2018), *supra* note 2, at para. 552–555.

⁴⁵⁾ European Commission (2018), *supra* note 2, at para. 590.

⁴⁶⁾ European Commission (2018), *supra* note 2, at para. 591–594.

の数に基づくアンドロイドの各アプリ・ストアの 市場シェアについては、アンドロイド端末のすべ てのアプリのうち90%から100%以上が、プレ イ・ストアを経由してダウンロードされていた. 米アマゾン社は、アンドロイドのアプリ・ストア の世界市場(中国を除く)において二番目に大き なプレイヤであるが、その市場シェアは、2011 年以降減少しており、2016年にはたったの5% 以下にすぎなかった. さらに、プレイ・ストア以 外にプリインストールされたアプリ・ストアの市 場シェアは、韓国サムスン社のギャラクシー・ア プリの例によって示されるように、市場シェアで は5%を越えることはなく、プレイ・ストアと比 べることはほとんど意味をなさない。加えて、ダ ウンロードできないアプリ・ストアは、何ら意味 のある市場シェアを達成することはなかった. ポ ルトガルのアプトイド社は、中国外で最大の「独 立した」アプリ・ストアであると主張するが、2011 年から 2016 年の期間で 5% 以下の市場シェアを 達成したにすぎない47).

(3) 一般検索サービスに関する欧州経済領域における各加盟国の市場

本件決定の目的に照らし、欧州委員会は、2011 年以降、米グーグル社は、一般検索サービスの欧 州経済領域における各加盟国の市場において支配 的地位を維持していると結論付ける。この結論 は、主に以下の米グーグル社の市場シェアと競合 する一般検索サービスの市場シェアに基づいてい る。欧州委員会の結論は、一般検索サービスが無 償で提供されるという事実や、(米グーグル社が主 張する)一般検索サービスが提供するサービスの 結果の適切さゆえに、欧州経済領域の利用者が米 グーグル社の一般検索サービスを用いるという事 実によって影響されることはない、少なくとも 2011年以降、米グーグル社は、欧州経済領域に わたり、強く安定した市場シェアを享受してきた

量によって市場シェアを計算するくつかの方法 がある. すべての方法は、少なくとも 2011 年以 来、米グーグル社は、欧州経済領域における一般 検索サービスに関する各加盟国の市場において. 高い市場シェアを享受してきたということを示し ている. 米ニールセン社の(サイト閲覧に基づく) データは、2010年に、一般検索サービスに関す る欧州経済領域での加盟国市場における米グーグ ル社の市場シェアは、フランスで84.6%、ドイツ で85.9%. イタリアで85.9%. スペインで91.3 %,及び,イギリスで81.3%だったと示してい る. これらの5か国のどの国においても、競合す る一般検索サービスは、4.1%を超える市場シェ アを有しなかった. フランスの AT インターネ ット社の(サイト訪問に基づく) データは、2014 年11月に、一般検索サービスに関する欧州経済 領域での加盟国市場の米グーグル社の市場シェア

のであり、欧州経済領域のどの加盟国においても 効果的な参入はなかった.このことは.米グーグ ル社が、一般検索サービスに関して欧州経済領域 における各加盟国の市場において経済的な強さを 有していることをよく示している. 欧州委員会 は、二つの理由から、量に基づく市場シェアを代 替として用いている. 第一に、一般検索サービス は無償で提供されるものであるために、対価に基 づく市場シェアは、一般検索サービスの欧州経済 領域における各加盟国の市場における経済的な強 さについて便利な指針となるものではない. 第二 に、最大の努力にもかかわらず、欧州委員会は、 主たる検索サービスの検索ごとの収益(Revenue Per Search: RPS) に関して、詳細かつ立証可能な 形で対価を知ることはできなかった. 一般検索の 業界は、特定の一般検索サービス上で作られるク エリに関して広告主が支払う平均費用を計算する RPSに依拠しているが、これは一般検索サービ スが生み出す収益のよい指針となるためであ る48)

⁴⁷⁾ European Commission (2018), *supra* note 2, at para. 595–598.

⁴⁸⁾ European Commission (2018), *supra* note 2, at para. 674–677.

は、フランスで93.5%、ドイツで94%、スペイ ンで96.7%、及び、イギリスで92.9%であった と示している. これらの4つのどの国において も、競合する一般検索サービスは、3.6%を超え る市場シェアを有していなかった。 フランスの AT インターネット社のデータは、フランス、ド イツ、スペイン、及び、イギリス以外の欧州経済 領域加盟国をカバーするものではない. したがっ て,欧州委員会はまた,2008年から2016年の期 間, 欧州経済領域加盟国すべてをカバーするアイ ルランドのスタットカウンター社によるデータを 調査した. 2016年に、米グーグル社が90%以上 の市場シェアを維持しなかった唯一の欧州経済領 域加盟国は、チェコ共和国だった. しかしなが ら、米グーグル社は、米グーグル社がチェコ共和 国セズナム社の検索サービスに追いついた年とな る2011年以降、チェコ共和国の市場の歴然たる リーダーだった. 米グーグル社はまた, 先行する 市場のリーダーであった、米アルタビスタ社、米 ライコス社よりも長い期間にわたって、欧州経済 領域で高い市場シェアを享受してきた. 米アルタ ビスタ社.及び、米ライコス社は、それぞれ、(1997) 年から1999年の)2年間と、(1999年から2000年の) 1年間. 牽引役を維持していた. 本件決定書は. スタットカウンター社のレポートに基づき,2008 年以降. 欧州経済領域各加盟国における米グーグ ル社の最低年間市場シェアを示している(チェコ 共和国の53.2%を除き、85%以上の高いシェアを有す $3)^{49}$.

少なくとも、2011年以降、米グーグル社は、欧州経済領域で、強く安定した市場シェアを享受してきたのであり、欧州経済領域のどの加盟国においても効果的な参入はなかったとする欧州委員会の結論は、抱き合わせ製品は、米グーグル社の検索アプリであるという米グーグル社の主張によって影響されるものではない。市場の支配性は、一般

検索サービスに関して評価されるのであり、各事業は複数の方法でサービスを提供することができる (たとえば、検索アプリ、ウェブ・ブラウザのデフォルト設定など)50).

3-3. 濫用行為

さらに、本件行為①~④に関して、それぞれ検討を行う。欧州委員会は、本件行為①~④のいずれも、一般検索サービスに関する各盟国市場における米グーグル社の支配的地位を維持、強化するものであると認定している。以下は、本件決定公表全文に基づく。

(1) 米グーグル社の検索エンジン・アプリ「グーグル検索」を同社のスマート・モバイル・アプリ・ストア「プレイ・ストア」と抱き合わせたこと (本件行為①). 及び、同社のモバイル・ウェブ・ブラウザ「クローム」を同社の「プレイ・ストア」及び「グーグル検索」アプリと抱き合わせたこと (本件行為②).

少なくとも 2011年1月1日以降、米グーグル社は、グーグル検索アプリをプレイ・ストアと抱き合わせた。欧州委員会は、本件行為①は、アンドロイド・アプリ・ストアの世界市場(中国を除く)において、米グーグル社の支配的地位の濫用を構成すると結論付ける。2012年8月1日以降、米グーグル社は、グーグル・クロームをプレイ・ストア及びグーグル検索アプリと抱き合わせた。欧州委員会は、本件行為②は、アンドロイドのアプリ・ストアの世界市場(中国を除く)及び一般検索サービスの域内市場で米グーグル社の支配的地位の濫用を構成すると結論付ける。

⁴⁹⁾ European Commission (2018), *supra* note 2, at para. 678–684.

⁵⁰⁾ European Commission (2018), *supra* note 2, at para. 685.

米グーグル社の一般検索サービスに関する市場画 定と市場支配性の問題について、日本では、柴田潤 子 (2017)「Google ケースにおける市場画定と市場 支配」舟田古希祝賀『経済法の現代的課題』221 頁 が、グーグル・ショッピングに関するケースに関し て、分析している。

本件行為①について、欧州委員会は、グーグル検索アプリをプレイ・ストアと抱き合わせることは、以下の理由により、アンドロイド・アプリ・ストアの世界市場(中国を除く)において支配的地位の濫用を構成すると結論付ける。(i)プレイ・ストアとグーグル検索アプリは、異なる製品である。(ii)米グーグル社は、アンドロイドのアプリ・ストアの世界市場(中国を除く)で、支配的である。(iii)プレイ・ストアは、グーグル検索アプリなしに取得することはできない。及び、(iv)グーグル検索アプリをプレイ・ストアと抱き合わせることは、競争を制限するおそれがある51)。

本件行為②について,欧州委員会は,グーグ ル・クロームをプレイ・ストア及びグーグル検索 アプリと抱き合わせることは、以下の理由によ り、アンドロイドのアプリ・ストアにおける世界 市場(中国を除く)及び欧州経済領域における一 般検索サービス市場において支配的地位の濫用を 構成すると結論付ける. (i) グーグル・クローム は、プレイ・ストア及びグーグル検索アプリと異 なる製品である. (ii) プレイ・ストア及びグーグ ル検索アプリは、グーグル・クロームなしに取得 することができない. (iii) グーグルは. アンド ロイドのアプリ・ストアの世界市場 (中国を除く) 及び欧州経済領域における一般検索サービス市場 において支配的である. 及び. (iv) グーグル・ クロームをプレイ・ストア及びグーグル検索アプ リと抱き合わせることは、競争を制限するおそれ がある⁵²⁾.

本件行為①に及び本件行為②ついて,欧州委員会は、米グーグル社が抱き合わせを行うことを通じて自社に確実ならしめる競争上のアドバンテージを評価するにあたり、グーグル検索アプリに関して「間接ネットワーク効果」を認める必要はな

く, また, 「経験的仕事」を引き受ける必要もない⁵³⁾.

一方、米グーグル社は、2004年マイクロソフ ト事件違反決定54)及び2013年マイクロソフト抱 き合わせ事件に関する(確約を遵守しない場合の) 制裁金決定55)で採用された判断に則って, 欧州委 員会が抱き合わせによる「競争上の効果」の分析 を二つの点で行わなかったと主張している. 第一 に、2007年マイクロソフト事件EU一般裁判所 判決56)は、「間接ネットワーク効果」を認定する ことを欧州委員会に課している.及び.第二に. 2004年及び2013年の決定と異なり、欧州委員会 は、以下を行わなかった。(i) ほかの方法による アクセスと利用の問題を評価すること. (ii) ダウ ンロード数における調査を行うこと. (iii) 利用 シェアの実際の推移を調べること. 及び. (iv) 利用シェアの変動の説明となりうるほかの見解を 注意深く調べること57).

これに対して、欧州委員会は、米グーグル社の主張は認められないと述べる。第一に、2007年EU一般裁判所判決は、欧州委員会がグーグル検索アプリ及びグーグル・クロームに関し違反認定を行うにあたって、「間接ネットワーク効果」を認定することを課していない。間接ネットワーク効果の存在は、欧州委員会が2004年マイクロソフト事件で違反決定を行う際に考慮した要素の一つであったが、同決定に対するEU一般裁判所判

⁵¹⁾ European Commission (2018), *supra* note 2, at para. 752–754.

⁵²⁾ European Commission (2018), *supra* note 2, at para. 877.

⁵³⁾ European Commission (2018), *supra* note 2, at para. 776, 899.

⁵⁴⁾ Case COMP/C-3/37.792 (2004), Microsoft, *available at* https://ec.europa.eu/competition/antitrust/cases/dec_docs/37792/37792_4177_1.pdf

⁵⁵⁾ Case AT.39530 (2013), Microsoft (Tying), available at https://ec.europa.eu/competition/antitrust/cases/dec_docs/39530/39530_3162_3.pdf

⁵⁶⁾ Case T-201/04 (2007), Microsoft Corp. v. Commission of the European Communities, *available at* https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:62004TJ0201&from=EN

⁵⁷⁾ European Commission (2018), *supra* note 2, at para. 852, 964.

決には、欧州委員会が抱き合わせの効果を検討す るにあたって間接ネットワーク効果を認定するこ とが一般的に必要であるとする判示は全く見られ ない. さらにいえば、米グーグル社の主張とは反 対に、実際のところ、一般検索サービスのネット ワーク効果は明らかである. 特に, 一般検索サー ビスが受け取るクエリの数が増大すれば、それと 相関してより迅速に、利用者の行動パターンの変 化を察知し、検索結果と検索連動型広告の適切さ を更新し改善していくことが可能となる. 第二 に、2004年及び2013年の決定のときと同じく、 欧州委員会は、本件でも、ウェブ・ブラウザを経 由してのダウンロード及びアクセスといった. (プレイ・ストアを用いない) ほかの方法によるア クセスと利用の問題を評価し、第三者調査及び データから得た利用状況データに基づいて利用シ ェアの実際の推移を調査し、そして、利用シェア の変動の説明となりうるほかの見解 (グーグル検 索の秀逸さという米グーグル社の主張もその一つであ る)を注意深く調査した. ダウンロード数の実態 調査を怠ったとする米グーグル社の主張について は,欧州委員会は,米グーグル社及び第三者から 実効ダウンロードの数値を取得していたので、そ のような調査を行う必要はなかった. さらに言え ば、欧州委員会は、すべての抱き合わせ事件で同 一の評価枠組みを一律に厳格適用しなければなら ないわけではない. むしろ, 欧州委員会は, 個々 の事件ごとに総合評価を行わなければならず、そ の評価の目的に応じて複数ある方法の中から選択 することができる⁵⁸⁾.

(2) AFA 義務の条件付きでプレイ・ストア及び グーグル検索アプリのライセンスを許与すること (本件行為③).

製品またはサービスに関する契約の締結を、付 随的義務の受諾に従わせる行為が、欧州連合運営 条約第102条の禁止に服する責任であるために は、以下の条件が満たされれば足りる。①付随的 義務が契約の目的とは無関係である場合。②当該 事業が製品またはサービスを投入する市場におい て支配的である場合。③付随的義務が、付随的義 務を受け入れる以外に製品またはサービスを取得 するしかないようにさせる場合.及び、④付随的 義務が競争を制限するおそれがあること. 上記 4 要件が充足する場合には、当該行為を行うについ て、何らかの客観的な正当化事由が存在すること を示すのは支配的事業者であり、同人が立証の責 任を負うのである. 付随的義務と契約の目的との 間に関連性がある場合であっても、だからといっ てこのことは、競争法の趣旨に照らして、この二 つが経済的また商業的の意味において分離できる ものではないことにはならない. 支配的地位にあ る事業は、それが正当であれ誤ったものであれ、 違法なものと考える製品を排除するために、 自ら のイニシアティブで対策を講じる権限を与えられ るわけではない⁵⁹⁾.

2011年1月1日以降、米グーグル社は、端末 製造業者がAFAにおける断片化禁止義務に合意 することを条件としてプレイ・ストア及びグーグ

⁵⁸⁾ European Commission (2018), *supra* note 2, at para. 853–857, 965–968.

本件行為①及び②に関連して、欧州委員会は、PC 用 OS は、スマート・モバイル用 OS と同じ製品市場に属するものではないと結論付ける。需要者の側からみると、OEM 端末製造業者は、スマート・モバイル用 OS にスマート・モバイル端末へ動力を与えるよう求めるのであり、その目的のために PC 用 OS を用いることはできない、供給者の側からみると、PC 用 OS の供給者が、原則として、スマート・モバイル用 OS の開発及び供給に移行するというのは、真

実である. しかしながら、スマート・モバイル用 OS は、スマート・モバイル端末に特化した、PC 用 OS とは異なる機能を求める. これらの特化した機能の結果として、PC 用 OS からスマート・モバイル用 OS への移行は、相当な時間と投資を要求することになるだろう(European Commission (2018), *supra* note 2, at para. 220–224).

PC用 OS とスマート・モバイル用 OS に関するネットワーク効果の比較は重要な論点となると考えられる.

⁵⁹⁾ European Commission (2018), *supra* note 2, at para. 1011–1014. See *supra* note 56, Case T–201/04 (2004).

ル検索アプリのライセンスを許与している. 欧州委員会は、本件行為③が、アンドロイド・アプリ・ストアの世界市場(中国を除く)及び一般検索サービスの欧州経済領域加盟国市場において米グーグル社の支配的地位の濫用を構成すると結論付ける. これは以下の理由による⁶⁰⁾.

①断片化禁止義務は、プレイ・ストア及びグーグ ル検索アプリのライセンス許与と無関連であ る.

第一に、断片化禁止義務が、アンドロイドのア プリ・ストアまたは一般検索アプリのライセンス 契約の商業的な慣習の一部であるということは. 当然のことでもなければ、そのようなものとして 知られているというわけでもない。たとえば、米 マイクロソフト社と米アマゾン社は、特定のス マート・モバイル OS の利用に関連付けられた類 似または同等の義務下にある第三者に対して、自 社のアプリ・ストア及び一般検索アプリ (マイク ロソフトの場合)を許与していない. 第二に, 断 片化禁止義務は、プレイ・ストア及びグーグル検 索アプリがプリインストールされる端末だけでな く、端末ポートフォーリオの全てに関して端末製 造業者の行動の自由を制限している。第三に、端 末製造業者らは断片化禁止義務の免除を求め 7-61)

②米グーグル社は、2011年以来、アンドロイド・アプリ・ストアの世界市場(中国を除く)及び一般検索サービスの欧州経済領域加盟国市場において支配的地位を維持してきたと結論付ける⁶²⁾.

③プレイ・ストア及びグーグル検索アプリは断片

化禁止義務を締結することなしに取得すること ができない.

第一に,端末製造業者は、断片化禁止義務を締 結する場合に限り、プレイ・ストア及びグーグル 検索アプリをアンドロイド端末にプリインストー ルすることができる. このことは、以下の米グー グル社の社内文書によって証明される. (i) [米 グーグル社幹部]の2014年7月17日の社内メー ルによると、「AFA は常に MADA と共に署名さ れなければならず、このことは、GMS が含まれ るかどうかにかかわらず、互換性のあるアンドロ イド端末だけが頒布されるということを明言して いる」。(ii) [米グーグル社幹部] の 2011 年 2 月 11日の社内メールによると,「AFA なしに米 グーグル社からの支援はない. AFA なしに我々 の「ソフトウェア」にアクセスすることはない. AFA なしに GMS の合意はない(彼らは低コスト のプロジェクトを可能とする GMS 協定を欲している し,必要とするだろう)」. (iii) [米グーグル社幹部] の2011年2月11日の社内メールによると、「私 は、米グーグル社がモバイルを動かすということ が何を意味するのか、ラリー [ペイジ、米グーグ ル社の創立者及び当時の CEO] と議論してきた. 誰がアンドロイドのアプリを開発するのかという ことが、彼の本当の決定である. しかし、アンド ロイドの戦略が、アンドロイドが分岐していくこ とを阻止するために、グーグル・アプリセットに ライセンスを許与することにいかにかかっている か. 私は誰もが理解していると思う「…] |. 第二 に、米グーグル社は、断片化禁止義務を締結した 端末製造業者とのみ、プレイ・ストアとグーグル 検索アプリをプリインストールするためのライセ ンスを許与する MADA を締結することを認めて いた. 特に、米グーグル社は、次のように説明し ていた.「AFA 及び基盤となる互換性の仕様を 採用することは、米グーグル社が知的財産権を有 するアプリー式(すなわちGMS)をモバイル・ア プリケーション頒布協定に基づき使用料無料で提 供することで促進されている」。 加えて、米グー グル社は、次のように述べている.「AFA に署

⁶⁰⁾ European Commission (2018), *supra* note 2, at para. 1015–1016.

European Commission (2018), *supra* note 2, at para. 1019–1022.

⁶²⁾ European Commission (2018), *supra* note 2, at para. 1031.

名することで、(オプションではあるけれども) 商業上のインセンティブを得ることができるだろう. つまり、MADA の条項に基づく米グーグル社が知的財産権を有するアプリを利用料無料でライセンスを得ることができる [63].

④競争の制限

欧州委員会は、端末製造業者が断片化禁止義務を締結するという条件に基づいてプレイ・ストアとグーグル検索アプリにライセンスを許与することは、競争を制限すると結論付ける。このことは、主要なものを挙げれば、以下の理由による⁶⁴⁾.

(i) 断片化禁止義務は、アンドロイド・フォーク の発展を妨げる.

先述したように、米グーグル社は、100以上の 異なる端末製造業者, ソフトウェア開発者及び他 の企業と AFA を締結していた. スマート・モバ イル端末のサプライ・チェーンの各レベルの主要 プレイヤはすべて協定を締結していたため、これ らの協定の範囲は広い. さらに、AFA の期間は 長く、米グーグル社は、協定の残り期間が5年以 下になるとすぐ、AFA を更新するよう要求す る. 加えて. 端末製造業者がたった1台でもGMS 端末を販売したいと考えている場合には、他のす べての端末にアンドロイド・フォークをプリイン ストールしないと約束されなければならなかっ た. 断片化禁止義務は、アンドロイド・フォーク の開発者が、その急速な事業規模の拡大を可能と する流通経路を見つけることを妨げる. そのよう な急速な規模の拡大は、スマート・モバイル OS を特徴付ける間接ネットワーク効果の点で重要で ある65).

アンドロイド・フォークの開発者にとって最も

早く自然な戦略は、スマート・モバイル端末の供 給ですでに積極的な OEM 端末製造業者にフォー クのライセンスを許与する協定に合意することで あろう、なぜなら、OEM端末製造業者は、ス マート・モバイル端末を開発する技術的な知見を 有しており、端末の収益化に成功する可能性を高 める利用者の目に留まるブランドだからである. したがって、フォークへのライセンス許与及び事 業規模の急速な拡大に基づく戦略は、米グーグル 社に対して深刻な競争上の脅威となる. しかしな がら、断片化禁止義務は、フォークへのライセン ス許与及び急速な事業規模の拡大に基づく戦略と いう競争上の脅威に実体を与えることを妨げる. また, 断片化禁止義務は, フォーク開発者が独自 ブランドの端末を製造したいと望む ODM を見つ けることをいっそう困難にさせる66).

断片化禁止義務が、アンドロイド・フォークの 開発者に急速な事業拡大を可能とする流通経路の 発見を妨げるという事実を示すもうひとつの例 が、ファイア OS である、ファイア OS は、一般 にアンドロイド・フォークの高品質版と考えられ ている、米アマゾン社によって開発されたアンド ロイド・フォーク版である。米グーグル社は、フ ァイア OS を「目的別の」アンドロイド・フォー クの一例と考えている. それは、「異なる API や 端末製造の要件を CDD が指定するものに意図的 に置き換え、開発者や利用者にそうした違いをア ピールするものである」. 「キンドル・ファイア」 と呼ばれる独自ブランドのタブレット及び「ファ イア・フォントと呼ばれる独自ブランドのスマー トフォン上にファイア OS をプリインストールす ることに加えて、米アマゾン社は、2012年初め までにファイア OS のライセンスに関して、いく つかの主要な OEM 端末製造業者と議論を開始し た. こうした議論は、2012年から2013年にかけ て続けられたが、ファイア OS と共に端末を販売 することが、米グーグル社の AFA の現行版の規

⁶³⁾ European Commission (2018), *supra* note 2, at para. 1032–1034.

⁶⁴⁾ European Commission (2018), *supra* note 2, at para. 1036

⁶⁵⁾ European Commission (2018), *supra* note 2, at para. 1076–1081.

⁶⁶⁾ European Commission (2018), *supra* note 2, at para. 1082, 1108.

定あるいはすぐ後に合意されることとなる規定に 違反するという OEM 端末製造業者の懸念のため に、議論は進展しなかった⁶⁷⁾.

(ii) 互換性のあるフォークは、米グーグル社に対 する競争上の脅威を構成するものではない.

一方で、原則として、アンドロイド・フォークの開発者は、断片化禁止義務によって課せられる制限に直面することを避けるために、米グーグル社と協力して、アンドロイド互換性テストに合格することを決断することになる。他方で、アンドロイド互換性テストへの合格を必要とすることは、そのような互換性のあるフォークに対する高いコントロールを米グーグル社に与えることになる。このことは、互換性のあるフォークの開発を商業的により魅力のないものにするとともに、互換性のあるフォークがグーグルに対して強い競争上の制限を行使する可能性を減ずることとなる⁶⁸⁾.

(iii) 断片化禁止義務が競争を制限するおそれは、 米グーグル社が知的財産権を有する API をフォーク開発者に利用できないとすることによって強化され、それは、アンドロイド・フォークがアプリ開発者を惹き付けることをいっそう困難とする.

グーグル・アンドロイド開発者の多くは、米グーグル社が知的財産権を有する API を使用する。米グーグル社が知的財産権を有する API がフォーク開発者に利用可能でないことを前提とするならば、グーグル・アンドロイドからアンドロイド・フォークへとアプリを移植したいと望むアプリ開発者は、グーグル・クラウド・サービスにリンクするすべての API を置き換えなければならない。したがって、米グーグル社が知的財産権を有する API を使用するアプリの開発者は、フ

ォーク向けにアプリを開発する追加のポート費用 に直面することになる⁶⁹⁾.

- (iv) 米グーグル社の本件行為③は、各加盟国の一般検索市場における米グーグル社の支配的地位を維持・強化することを助けるとともに、革新を阻害し、消費者を直接的・間接的に害する傾向を持つ⁷⁰⁾.
- (3) 競合する一般検索サービスをプリインストールしないことを条件としてポートフォーリオに基づきレベニュー・シェアを行うこと (本件行為④)

仮にある事業がある市場において支配的地位に 立ち、そして、購入者らは(購入者ら自身のリクエ ストでそうするのであるとしても) その必要とする もの全部または大半をその事業のみから取得する という義務または約束をすることで拘束するのだ としたら、その事業は欧州連合運営条約第102条 及び欧州経済領域協定第54条の意味における支 配的地位の濫用を行うものである. その義務は, さらなる制限を課すことなく定められているの か、それとも、リベートないしは支払いを許与す る対価として引き受けられているのかとを問わな い. 当該事業は、正式な義務によって購入者を拘 束していない場合であっても、これら購入者らと の間で合意した協定の条項により、もしくは、 (事業者から一方的にであれ) ロイヤルティ・リ ベートないし支払いのシステムを適用しているな らば、同断である. それは、すなわち、その購入 量の大小を問わず、顧客が必要とするものの全部 もしくは大半を支配的地位にあるその事業から取 得することを条件とするディスカウントもしくは 支払いのことである71).

⁶⁷⁾ European Commission (2018), *supra* note 2, at para, 1092–1093.

⁶⁸⁾ European Commission (2018), *supra* note 2, at para. 1114–1116.

⁶⁹⁾ European Commission (2018), *supra* note 2, at para. 1132–133.

European Commission (2018), supra note 2, at para. 1139.

⁷¹⁾ European Commission (2018), *supra* note 2, at para. 1188.

欧州委員会は、2011年1月1日から2014年3月31日までの間、ポートフォーリオの規格に該当する端末製品に競合他社の一般検索サービスをプリインストールして販売しないという条件に基づき、米グーグル社が、OEM端末製造業者及び通信事業者にレベニュー・シェアを行うことによって、一般検索サービスの加盟国市場において支配的地位を濫用したと結論付ける。欧州委員会の結論は、以下の考慮に基づいている72).

①米グーグル社のポートフォーリオに基づくレベ ニュー・シェアは、排他的な支払いに該当する. 2011年1月1日から2014年3月31日までの 間、ポートフォーリオの規格に該当する端末製品 に競合他社の一般検索サービスをプリインストー ルして販売しないという条件に基づき、米グーグ ル社は、OEM 端末製造業者及び通信事業者にレ ベニュー・シェアを行うことによって、一般検索 サービスの加盟国市場において支配的地位を濫用 した. 米グーグル社と [レベニュー・シェアの パートナー]の協定を除き、合意されたポートフ ォーリオは、少なくともすべての GMS 端末から 構成された、結果として、OEM 端末製造業者及 び通信事業者が合意したポートフォーリオの規格 に該当する端末に競合する一般検索サービスをプ リインストールした場合には、特定の端末だけで なく、ポートフォーリオにある他の端末すべてに 関してレベニュー・シェアを失わなければならな V 373)

②米グーグル社のポートフォーリオに基づくレベニュー・シェアは、競争を制限するおそれがある

米グーグル社のポートフォーリオに基づくレベニュー・シェアが支配的地位の濫用を構成すると

の推定は、米グーグル社のポートフォーリオに基づくレベニュー・シェアが競争を制限するおそれがあるという欧州委員会の分析によって、当該事件の状況に照らして裏付けられる。このことは、以下の理由による。(i) 米グーグル社のポートフォーリオに基づくレベニュー・シェアは、OEM端末製造業者及び通信事業者が競合する一般検索サービスをプリインストールするインセンティブを減じた。(ii) 米グーグル社のポートフォーリオに基づくレベニュー・シェアは、一般検索サービスの加盟国市場へのアクセスをより困難にした。及び、(iii) 米グーグル社のポートフォーリオに基づくレベニュー・シェアは、革新を阻害した74)。

まとめ

以上,欧州委員会の本件決定を概観した. その要点は以下のとおりである.

第一に、米グーグル社のアンドロイドに関する ビジネスモデルの事実関係が明らかとなった. 米 グーグル社は, グーグル検索連動型広告で収益を 得るビジネスモデルであったところ。インターネ ット産業の主要プラットフォームが PC からス マート・モバイル端末へと移行する中で、新しい 戦略を必要とした. 米グーグル社は, スマート・ モバイル OS であるアンドロイドをライセンス型 とし、多くの端末製造業者にアンドロイドを採用 してもらい、併せて、同社のアプリ・セット (GMS) をダウンロードしてもらうことで、ス マート・モバイル端末でも引き続きグーグル検索 連動型広告に基づく収益を獲得する戦略を採用し た. GMS は、グーグルの人気アプリや API をア ンドロイド搭載端末に無料でプリインストールで きるサービスであり、グーグル・プレイのほか、 グーグル検索, グーグル・クローム, ユー・チ ューブ, グーグル地図, G メールなど. 米グーグ ル社の人気アプリが含まれていた. また, プレ イ・ストアは、GMSの一部であるが、同社の他

⁷²⁾ European Commission (2018), *supra* note 2, at para. 1192–1193.

⁷³⁾ European Commission (2018), *supra* note 2, at para. 1195–1196.

⁷⁴⁾ European Commission (2018), *supra* note 2, at para. 1206.

のアプリと異なり、利用者が主体的にダウンロードすることはできず、端末製造業者によって端末にプリインストールされている必要がある。また、米グーグル社は、アンドロイドをライセンス型 OS としてライセンスを許与するとしており、そうであれば誰もが同社が提供するソース・コードにアクセスし、アンドロイド・フォークを自由に作成できるべきところ、実際には AFA 及びMADA の各協定によって実質的に制限下に置かれていた。

第二に、米グーグル社が端末製造業者等に締結 を求めていた、AFA、MADA 及びポートフォー リオ収益分配協定の内容が明らかとなった. 米 グーグル社は、上記ビジネスモデルを達成するた め、これら3つの協定を端末製造業者に課した. AFA は、端末製造業者の製品がアンドロイド対 応の端末またはアプリケーションであることを前 提とし、アンドロイドの「断片化」を引き起こす いかなる行為も禁止している. また、AFA の締 結は、MADA締結の前提条件となっている. MADA は、端末製造業者にグーグル・アプリを プリインストールすることを認めるだけでなく. 利用者をグーグル検索やグーグル・アプリへと誘 導するための様々な義務を課している. たとえ ば、端末製造業者があるグーグル・アプリをプリ インストールしたい場合には、協定が定めるグー グル・アプリの全部を一括してプリインストール しなければならない. 端末製造業者は, グーグル 検索アプリ、プレイ・ストア及び「グーグル」と ラベル付けされたフォルダ(「グーグル・フォル ダ」) にアクセスするためのアイコンを端末のデ フォルトのホームスクリーン上に置かなければな らない. 端末製造業者は、グーグル検索をあらゆ るウェブ検索のアクセス・ポイントでデフォルト の検索プロバイダとするよう要求される. など. ポートフォーリオ収益分配協定は、こうしてグー グル検索連動型広告から得られる収益を端末製造 業者に分配する取り決めである.

筆者は、別稿⁷⁵⁾において、本件決定以前の論文 として米グーグル社の本件行為に関わる違法性に ついて賛否それぞれの立場から検討を行う論文を 紹介した⁷⁶⁾. Körber 氏は、ドイツ・ゲッティン ゲン大学で民法・競争法等の講座を担当する教授 であり、米グーグル社の本件行為について賛成の 立場である. Edelman 氏は、ハーバード大学ビ ジネススクール准教授であり、米グーグル社の本 件行為について反対の立場である. Edelman 氏 が、端末製造業者が GMS アプリのインストール を企図する場合, グーグル検索を専用かつデフォ ルトのサービスとすることを強いられると指摘す る⁷⁷⁾のに対して、Körber 氏は、Edelman 氏の指 摘は不正確であると批判した. Körber 氏によれ ば、標準 MADA には専用性を定める条項はな く, また, MADAの内容は, 端末製造業者との 間で、かつ、対象となる機種単位で個別に協議さ れるのであり、仮にある機種について専用かつデ フォルト・プリインストールを定める MADA の バージョンが存在するとしても,それは MADA のヴァリエーションの一例にとどまると解説して

Körber 論文は、グーグルの資金で作成した専門家意見書をベースにまとめられたものである(最終執筆時 2014 年 7 月). Edelman and Geradin 論文では、両人とも、執筆時において、論文に取り上げる事項に関して「グーグルと敵対する立場の顧客(current clients adverse to Google)」との関係はない、と表明している(論文公表時 2016 年 10 月).

77) Edelman (2015), *supra* note 76, pp. 26–27 of 36.

⁷⁵⁾ 中島 (2019) 前掲注1

⁷⁶⁾ Torsten Körber (2014), Let's Talk About Android —Observations on Competition in the Field of Mobile Operating Systems, available at https://ssrn.com/abstract=2462393. Benjamin Edelman (2014), Secret Ties in Google's "Open" Android, available at https://www.benedelman.org/news-021314/. Benjamin Edelman (2015), Does Google Leverage Market Power Through Tying and Bundling?, Journal of Competition Law and Economics 11, no. 2, pp. 365-400, available at https://papers.ssrn.com/sol3/papers.cfm?abstract_id=2436940. Benjamin Edelman and Damien Geradin (2016), Android and Competition Law: Exploring and Assessing Google's Practices in Mobile, available at https://www.benedelman.org/publications/google-mobile-2016-10-24.pdf.

いた⁷⁸⁾. 筆者の別稿執筆時点では、本件決定がこの論点についてどのような判断を下したかは不明であったが、本件決定書は、米グーグル社が、2014年10月に、グーグル検索がデフォルトの一般検索サービスとして設置されるべきことを要求する MADA の文言を削除し始めたことを明らかとしている。しかしながら、本件決定が下された2017年時点では、グーグル検索をデフォルトの一般検索サービスとして設置するよう端末製造業者に要求する文言とともに、いくつかの MADA が残ったままであると認定している。

第三に, 市場画定ないし市場の支配性の認定に あたり, 本件決定は, 米グーグル社のアンドロイ ドを中心とするライセンス型 OS 市場と米アップ ル社の iOS を中心とする排他的使用型 OS 市場を それぞれ別の市場として区別した. 本件決定は. iOS はライセンス型スマート・モバイル OS に関 連する市場の一部をなすものではないとして、市 場シェアの計算から米アップル社を排除してい る. また. 仮にライセンス型ではないスマート・ モバイル端末 OS を関連市場に含めても、スマー ト・モバイル OS のライセンス許与に関する世界 市場(中国を除く)における米グーグル社の経済 的覇権は、覆されることはないとする、さらに、 欧州委員会は, iOS 端末はアンドロイド端末に比 べると大きな価格差があること、アンドロイド端 末の利用者がiOS端末へ乗り換える際には相当 な費用に直面することなどから, ライセンス型ス マート・モバイル OSの世界市場(中国を除く) における米グーグル社の支配的地位を間接的にで あれ制限するには不十分であると結論付けてい る.

そして、支配的地位の濫用を認定するにあたり、マイクロソフト事件で PC 用 OS に関して認定された間接ネットワーク効果を、本件における米グーグル社のアンドロイドの検討でも存否を認定するべきとする米グーグル社の主張は採用されなかった。本件決定は、一般検索サービスがネッ

Körber 氏は、2つのマイクロソフト決定(2004年マイクロソフト事件違反決定及び2013年マイクロソフト抱き合わせ事件に関する(確約を遵守しない場合の)制裁金決定)で認定された「アプリケーションの参入障壁」を生み出したネットワーク効果は、仮にアンドロイドについても存在するとしても、マイクロソフト事件に比してずっと低い程度にとどまると主張している。スマートフォンOS用アプリの開発費は、PC向けアプリケーションとは異なり非常に廉価であり、アプリのマルチ・ホーミング(複数のモバイルOSに対応する仕様とすること)も容易であり広く普及している、と指摘する79)。しかし、本件決定は、PC用OSとモバイル用OSに関するネットワーク効果の差異には言及しなかった点も注目される.

本稿では、本件決定書に基づき、3点にポイントを絞って論点を整理した。米グーグル社が、本件決定において認定された本件行為と同様のビジネスモデルないし事業方法を日本においても実施していたと仮定した場合、わが国の独占禁止法においては、私的独占(法第3条前段)または不公正な取引方法(法第19条)に該当するかどうかが問題となると考えられる80)。欧州におけるアンドロイド、アプリ・ストア及びグーグル検索のシェアがいずれも90%に及び、市場支配的地位を有

トワーク効果を有すると認めながらも、2007年のEU一般裁判所判決は、本件でグーグル検索アプリ及びグーグル・クロームに関して違反決定をするにあたって、「間接ネットワーク効果」を認定することを必然とするものではないとする。つまり、間接ネットワーク効果の存在は、欧州委員会が2004年マイクロソフト事件違反決定において考慮した要素の一つであったが、EU一般裁判所判決には、欧州委員会が抱き合わせの効果を検討する際にそのようなネットワーク効果を認定することを一般的な要件とする判示はないとする.

⁷⁹⁾ Körber (2014), *supra* note 76, p.18.

⁸⁰⁾ 日本の独占禁止法の観点からの若干の検討として、中島 (2019) 前掲注1.

⁷⁸⁾ Körber (2014), supra note 76, p.9.

することが自明であることに比べると、従来、日 本のモバイル OS の市場シェアは、iOS も比較的 強く(アプリ・ストアもモバイル OS に比例するもの と考えられる). 一般検索サービス市場のシェアで もヤフー・ジャパンが有力であったことを考える と, 欧州と同程度にまで, 米グーグル社が市場を 席巻していたとはいえない。しかし、日本におい ても、米グーグル社のアンドロイドが市場シェア を拡大しつつあること、グーグル検索が市場シェ アを拡大していることを踏まえると、欧州のよう な問題が生じていないかはなお慎重な検証が必要 である. また、米グーグル社が、ライセンス型 OS を謳いながら、実際には端末製造業者に AFA. MADA 及びポートフォーリオ収益分配協定を通 じて、いわば「グーグル・ブランド」を強制して いたことを考えると、こうした米グーグル社の行 為が違法性を有しないかを検証する必要があると 考えられる. なお, 本件決定に関しては, 2004 年マイクロソフト事件違反決定, 2013年マイク ロソフト抱き合わせ事件に関する (確約を遵守し ない場合の) 制裁金決定及び 2007 年マイクロソフ ト事件 EU 一般裁判所判決との比較分析も有益で あると考えられるが、紙幅の都合から別稿に委ね ることとしたい.

文 献

- 1 Benjamin Edelman (2014), Secret Ties in Google's "Open" Android, available at https://www.benedelman.org/news-021314/
- 2 Benjamin Edelman (2015), Does Google Leverage Market Power Through Tying and Bundling?, Journal of Competition Law and Economics 11, no. 2, pp. 365–400, available at https://papers.ssrn.com/sol 3/papers.cfm?abstract_id=2436940
- 3 Benjamin Edelman and Damien Geradin (2016), Android and Competition Law: Exploring and Assessing Google's Practices in Mobile, available at https://www.benedelman.org/publications/ google-mobile-2016-10-24.pdf
- 4 European Commission (2009), Guidance on the Commission's enforcement priorities in applying Article 82 of the EC Treaty to abusive exclusionary

- conduct by dominant undertakings, available at https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:52009 XC 0224(01) & from=EN
- 5 European Commission (2018), AT.40099-Google Android, COMMISSION DECISION of 18.7.2018 relating to a proceeding under Article 102 of the Treaty on the Functioning of the European Union (the Treaty) and Article 54 of the EEA Agreement (July 18, 2018), available at https://ec.europa.eu/competition/antitrust/cases/dec_docs/40099/40099_9993_3.pdf
- 6 Torsten Körber (2014), Let's Talk About Android-Observations on Competition in the Field of Mobile Operating Systems, available at https://ssrn.com/ abstract=2462393
- 7 岩沢雄司(編)(2018)『国際条約集 2018 年版』有 非関
- 8 越知保見 (2000) 『欧米独占禁止法の解説』 商事法 務研究会
- 9 笠原宏 (2016) 『EU 競争法』 信山社
- 10 川濱昇, 武田邦宣(2017)「プラットフォーム産業 における市場画定」RIETI Discussion Paper Series 17-J-032(https://www.rieti.go.jp/jp/publications /dp/17j 032.pdf)
- 11 柴田潤子 (2017)「Google ケースにおける市場画 定と市場支配」舟田古希祝賀『経済法の現代的課 題』221頁
- 12 白石忠志 (2018)「『プラットフォームと競争法』 の諸論点をめぐる既存の議論」ソフトロー研究 28 号 37 頁
- 13 白石忠志 (2019)「海外注目事例からみえてくる競争法実務の着眼点 第16回 米国:二面プラットフォームと競争法」NBL 1142 号 60 頁
- 14 滝川敏明 (2010)『日米 EU の独禁法と競争政策 [第4版]』青林書院
- 15 中島美香 (2019)「グーグルのアンドロイドと EU 競争法上の問題 (上) (下)」国際商事法務 47 巻 4 号 419 頁, 47 巻 5 号 578 頁
- 16 林秀弥 (2019)「小特集 デジタル・プラットフォームと独占禁止法 プラットフォームと二面市場 —その競争法的含意と法的課題」法律時報 91 巻 3 号 59 頁
- 17 村上政博 (2001) 『EC 競争法 (EC 独占禁止法) [第 2 版]』弘文堂